

総務常任委員会

平成21年9月24日（木曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成21年9月24日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第11号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第15号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（4名）

委員長 佐久間 茂 樹

副委員長 島 田 和 雄

委 員 林 正一郎

委 員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（26名）

副 市 長 増 田 雅 男

総 務 課 長 平 野 哲 也

秘書広報課長 米 本 壽 一

企 画 課 長 堀 江 隆 夫

財 政 課 長 加 瀬 正 彦

税 務 課 長 野 口 徳 和

市 民 課 長 増 田 富 雄

会 計 管 理 者 高 山 重 幸

消 防 長 菅 谷 衛 一

監 査 委 員 長 林 久 男

その他担当職員 16名

事務局職員出席者

事 務 局 長 加 瀬 寿 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

主 查 穴 澤 昭 和

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中ご苦労さまでございます。

秋分の日が過ぎまして、これからは日が日ごとに短くなっていくということでもあります。朝晩の冷たさ、昼の暖かさ、1日のうちでも気温の変動も激しい時期になりました。新型インフルエンザのこともございますので、皆様お風邪など引かないように気をつけていただきたいと思います。

政権のほうも革命的な変化が起こったようでございまして、今回出されています補正予算についても、その財源の保障がまだ危ぶまれているような状況なのかなと思われまします。そういった意味で、本日、委員会に付託された案件は2件でございますけれども、審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願ひします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願ひします。

ただいまの出席委員は4名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 3分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

非常にさわやかな陽気になってまいりました。そして、今年の紅葉はだいたい1週間から

10日ぐらい例年より早いということも言われております。

委員の皆さん方には大変ご苦勞さまでございます。

本日は、付託をいたしました一般会計補正予算と条例改正の2議案について審査をしていただくところとなっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いをいたしまして、簡単ではございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでです。

本日の委員会に審査をお願いいたしますのは、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算のうちの所管事項、議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

ご苦勞さまでございます。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

それでは、初めに議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

まず、予算の規模でございますが、今回の補正23億7,100万円を加えた後の予算の規模は279億2,100万円となります。前年の同時期と比較いたしますと、16億2,400万円、6.2%の増となっております。この増の主なものでございますが、国からの地域活性化・経済危機対策臨時交付金6億1,773万円による事業とその他の国の補正予算関連事業ということで計上させていただいております。

それで、国の動きということで、ここで若干ご説明申し上げます。

去る金曜日、18日なんですけれども、第1回の閣議が行われまして、ここで1次補正予算の執行についての取り扱いということで、閣議決定されたところでございます。これについては、もう既にマスコミ等の報道でご存じのとおりではございますが、まず柱として3点決定してございます。

1点目が、地方公共団体向け以外の基金事業、これは交付決定済みであるものの交付未済のものにあつては21年度に支出が見込まれる部分を除くというような、ちょっと非常に分かりにくいかと思いますが、地方公共団体向け以外の基金事業を執行停止とすると。それから、二つ目として、独立行政法人、国立大学法人それから官庁の施設整備費、これについては再点検と。それから、三つ目として、官庁環境対応車等の購入費それから官庁地上デジタルテレビジョン等整備費と。これについては、それぞれの所管大臣が10月2日までにそれぞれの省庁の予算を再確認して、再度閣議にはかるということになっております。この地上デジタルテレビジョン等の整備費については、ちょっとまだ官庁というのが国の機関を示すのか、それとも地方公共団体向けの補正まで示すのか、その辺がよく分からない部分になっております。

それと、旭市で公共施設等の地上デジタルテレビジョンの整備につきましては、あくまでも緊急経済対策の経済危機対策臨時交付金の中で行う予定でございました。問題となるのは、文部科学省の取り扱いというのが今の焦点になっております。

それと、18日に併せて藤井財務相が記者会見の中でお話しした地方関係の基金事業に分類されるものは15基金で、少なくとも今年度分については削減対象にならないというような見込みを示しております。それと、国の追加景気対策に伴う地方負担を軽減する目的で計上された地域活性化・公共投資臨時交付金、これは今回の旭市のほうの補正には盛り込んであり

ませんけれども、これが1兆4,000億円ほどありまして、これも削減対象とされない見込みだというような、そういう情報を得ているところでございます。

あと、今回の補正で盛り込みました内容につきましては、先にお配りしてある資料もございますので、その辺をご覧くださいまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、補正予算の関係でございますけれども、総務課所管分につきまして若干補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

右側の説明欄の一番上にございますけれども、庁舎管理費1,463万4,000円の補正でございますけれども、これにつきましては市役所本庁への防犯カメラの増設とそれから新たに第2庁舎、第2分館、各支所3か所ですね、ここへの防犯カメラの設置を予定することと、それからそれ以外に海上支所の自動ドアの改修、それから飯岡支所の冷暖房機の増設、それから干潟支所の冷暖房機冷却水ポンプの改修等、こういったものを行おうとするものでございます。

次に、14ページのほうをお願いしたいと思います。

下のほうになりますけれども、11目諸費のやはり右側の説明欄をご覧くださいと思います。1番目の市バス運営事業で、これで469万2,000円の補正でございますけれども、これにつきましては市で保有いたしておりますバス2台につきまして、運転手1名が4月1日の異動によりまして公用車の運転手に配置替えになりましたので、これによりまして運転業務の1名分を委託するための補正予算でございます。

次に、そのすぐ下でございますけれども、2番の防犯対策事務費61万8,000円の補正でございますけれども、これは市役所本庁のほうで保有しております青色回転灯付き防犯パトロール車、これのさらなる活用によりまして、犯罪の抑止等に役立てようということで、これをシルバー人材センターの人材を活用いたしまして、夕暮れどきから一定の時間帯、だいたい5時くらいから8時くらいまでを想定しておりますけれども、これを週5日、2台で巡回パトロールをするということ、このための経費でございます。

なお、実施につきましては、準備期間等がございまして、11月から予定したいというものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、補正予算書の15ページのほうをお開き願いたいと思います。

総務費の中の賦課徴収費の中で、市税の還付金2,000万円の追加でございます。これにつきましては、現在の景気後退によりまして、企業の業績悪化に伴いまして法人市民税の還付が当初より増えるというものでございます。当初の予算計上額1,500万円を2,000万円追加により3,500万円とするものでございます。この法人市民税の還付につきましては、平成20年度として予定納税されたものにつきまして、業績悪化によりまして、年間税額、これについては確定でもって出ましたものが予定税額を下回ったということで、この差額を平成21年度予算から支出するというものでございます。

現在の法人市民税の今見込める決算見込みとしては3億9,000万円ということで、これは予算計上額とほぼ同額を見込めると。20年度の決算では法人税4億7,400万円でしたので、8,400万円の減少、率にして18%の減少となる見込みでございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課の所管の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書の13ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

最初に、2款1項7目の企画費、説明欄1の公共施設地上デジタル化対策事業であります。これは先ほど財政課長のほうからありましたように、国の追加補正予算、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しての事業でございます。事業の内容としましては、2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けての市内公共施設に地デジテレビを設置するものでございます。

説明に入ります中で、きょう委員さん方のお手元に、1枚の平成21年9月補正予算要求資料のほうをお目通しいただきたいと思います。

これが、実は欄が四つくくっております。左のほうから、Aとしまして公共施設内のテレビの保有台数、これは平成21年6月に調査したものでございます。それとBとしましては、Aのうち地デジ未対応の数、さらにCとしましては、Bのうちの小・中学校以外の公共施設等で地デジを設置する数、さらにDとしましては、Bのうちの小・中学校、公民館に地デジを設置する数というようなくくりになってございます。

一番上の秘書広報課からずっときまして、小計、これが一般会計で今回、補正予算を計上

させていただいたものの数でございます。その下のほうに、旭中央病院、国民宿舎、これが企業会計の分でございます。

現在、市内の公共施設の中では、中央病院、国民宿舎等を合わせまして864台のテレビがあります。なお、中央病院のよくカードで差します、民間の業者が入れてあります、そのテレビは除いてございます。そういうものが864台あるということでございます。そのうちに、中には既に地デジ対応をしているテレビもありまして、現在まで未対応のテレビにつきましては819台になってございます。

今回、企画課のほうで補正予算措置をさせていただきますものは、小計の欄の584台の中の165台、Cの欄でございますけれども、ここの部分でございます。いろいろ数等の精査をしました中で、必要な部分あるいは他の会計で、学校等でありますと、ほかの事業の中で仕組んでいただく、そういうものもありますけれども、そういうようなことで、今回165台を企画費の中で予算計上をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

それでは、予算書のほうにお願いをいたします。

そういうようなことで、市内の保育所等をはじめ、各種の公共施設に165台の地デジテレビを新規に導入したいということでございます。

予算の中身でございますけれども、役務費としまして、取り替える165台のテレビのリサイクル料、これを46万8,000円計上させていただいております。

さらに、工事請負費としまして、2か所のテレビアンテナ工事、これが20万円でございます。場所としましては、滝郷診療所、海上保育所、これをVHFのアンテナをUHFに変えるというようなことでございます。

それと、先ほどの備品購入としまして、165台の地デジテレビ購入としまして2,408万2,000円を計上させていただいております。

さらに、旭中央病院及び食彩の宿いいおかでの地上デジタル化対策としまして、病院会計に2,750万円、国民宿舎会計に525万円をそれぞれ繰り出すものでございます。中央病院としましては200台、食彩の宿いいおかとしましては35台を設置予定をしております。

続きまして、14ページのほうをお願いをいたします。

説明欄2の地域資源価値創造事業でございます。これも国の追加補正予算、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しての事業でございます。事業の内容としましては、本年新たに組織しました旭市地域ブランドづくり委員会での議論あるいは提言等を基にしまして、実践活動費としまして、その経費を補正予算措置させていただくものでございます。

主なものとしましては、役務費、広告料としまして265万7,000円、これは旭市を紹介しましたポスター等を都内等に掲示をする。特に県のほうからは、アクアラインの800円の適用としまして、社会実験としまして、現在、県が取り組んでいるわけですが、なるべく東京都、川崎市から千葉県へお客を呼びたい、そういうようなことで、今回、旭市を都内で紹介をしようという企画でございます。それと、千葉テレビ放送で、おっぺしという、昔この九十九里沿岸で活躍した方々がいます。そういうような「イワシに生きたおっぺしたち」というようなことで、来年1月に放映予定をされます。その千葉テレビへの協賛広告料でございます。

次に、委託料の旭ブランド産品作成委託料100万円であります。旭市の基幹産業であります農業の産品を活用しまして、市内の商工業との連携、俗に言います農工商連携を進めまして、旭市の新しいブランド産品の育成を実験的に進めようとするものでございます。

次に、備品購入費、事務用備品費160万円であります。地区懇談会及び各種イベント等で使用予定のワイヤレスアンプ一式あるいはデジタルカメラ等を購入したいということで考えております。

続きまして、10目地域振興費でございます。これも国の追加補正予算、安心こども基金の地域子育て創生事業を活用しまして、いわゆる結婚活動へのサポート事業、婚活サポート事業を実施したいとするものでございます。少子化対策、これは急務である。この問題につきましては、実はその背景が結婚対策まで視野を広げて政策的対応をとというような、当時の少子化担当大臣の指示で創設された事業ということで聞いております。既に組織されております後継者対策協議会、通称出会いコンシェルジュの活動に対しましての支援でございます。主な内容としましては、婚活ハンドブックの作成、婚活セミナーの開催あるいは出会いの場の創設等の開催というようなことで考えております。

なお、本事業につきましては基金事業でありまして、本年200万円、平成22年度の予算で200万円、計2か年の予定で県に対しましては申請をしております。

以上で企画課のほうの補足説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、補正予算書の22ページをご覧くださいと思います。

9款消防費でございますけれども、説明欄の1番、消防車両整備事業でございますけれども、これは3,506万4,000円の計上でございます、これは平成24年度更新予定の2B型救急車、これは現在、予備車として使っておりますけれども、それを国が行う経済危機対策臨時

交付金を活用しまして、3年前倒しをして整備するものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 財政課長から説明があったわけでありますけれども、政権が代わって、市がいろいろ盛り込んでいた地域活性化・経済危機対策臨時交付金ですか、これらの執行が微妙になってきたといったようなお話がございました。そういった中で、今回この補正予算に盛り込まれました低公害車導入促進事業ですか、それとまた地デジ化対策事業ですか、これらは国がこの予算の執行を停止した場合にはどのように対応されるのか。執行してくれれば問題ないんですけれども、停止された場合にはどういったような対応をされるのか、お伺いをします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、国のほうが精査中でございます。今盛り込んである部分につきましては、地域活性化・経済危機対策の臨時交付金ということで、今回、地方公共団体への配慮という1兆円の枠の中での事業になっています。そこまで踏み込んで国のほうが見直すよと、仮にそうなった場合には、当然一時執行を見合わせざるを得ない部分が出てくるだろうと、そのようには思っております。その辺が10月2日を過ぎませんと見えませんものから、その辺は慎重に対応してまいりたいと考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうなった場合には、これら予算に盛り込んだ事業については今後どういうふうに進めていくのかどうか、どういうお考えかお伺いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 実際のところなんですけれども、地方に対しての配慮ということで配分されたものについては、執行停止がかからないのではないかというふうにうちのほうでは考えているところでございます。それでも実際に執行停止になってしまったということであれば、当然、先送りしながら、地デジ対策として必要最低限の数を把握しながら、再度予算措置をしていくような。例えばこれが一たん停止になった場合には、国庫補助金を主に予

算措置してございますから、その部分は一たん白紙にさせていただいて、再度協議をさせていただくような形になろうかと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） では、可能性としては低いというようなことで理解をしまして、じゃ実際にこの予算どおりにこの事業が進められた場合の話なんですけれども、低公害車導入促進事業、ハイブリッド車を5台購入するといったような予算が盛り込まれたわけなんですけれども、これらの車はどのような車を想定されているのか。5台を市のどの部署に配属されるのか、その辺についてまず第1点お伺いします。

それと、テレビの購入なんですけれども、大量のテレビを購入するというようなことでありますけれども、どういったような形でこの入札をされるのか。何といいますか、入札をして1社が全部これらのテレビを納めるといいますか、そういうふうになるのか、あるいは、数が多いというようなことも考えれば、何社かに分割されるのかどうか、どう考えられているか、お伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、低公害車でございますけれども、今、役所の中で使っている車、一番古い車につきましては登録が平成4年、平成5年というものがございます。これらについては、当然古いものはもう十五・六年たっておりますから、廃車しながら入れていくわけなんですけれども、これを専属でどこかの部署にというよりは、遠出をする部署に必要であろうということで、実際のところは財政課のほうで一元管理をさせていただくような形になるんじゃないかなと、そのように考えております。

それと、テレビの関係なんですけれども、確かに地方公共団体への配慮ということで、これについては経済危機対策ということで、基本的には地元の発注をというような、実はそういう指示もございました。そのところでどのような形で発注できるかは、もう少し詰める必要があるんですけれども、例えばある程度の予定価格の中で数十台ごとに分けて発注するのか、もしくは組合のような形で受けられるところがあるのか、あと大手が一括でというのは、ちょっと今のところはうちのほうとしては選択肢としては低いのかな、可能性としては低いのかなというような考えでおります。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） ハイブリッド車につきましては、部署は決めないで、財政課が管理して、主に遠出をするような場合に使用するというような答弁でありましたけれども、私もそういったような考えを持っておりました。燃料代等も節約できるわけですので、なるべく使われる課にこれをなるべく使っていただければ、多少の燃料代の節約にもなるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、テレビのほうですけれども、できるだけ大勢の地元の業者の方に発注していただければありがたいなというふうに感じておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 答弁はいいですか。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、ご意見、ご要望ということでお伺いしましたんで、発注に当たっては十分内部で検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員。

○委員（林 正一郎） テレビ、これは864台という、これは大変な台数になってくるわけですね。景気対策ということで、これは来たわけでございます。政府が特別でやったわけですので、それで今、島田和雄委員のほうからお話がありましたように、地元業者の育成のためになるべく使っていただきたいなと。

それは私の要望でございますが、しかしながら、私がいつも思っているのは、今度ヤマダ電機も来る、ケーズデンキも安売りをやるわけですよ。だから、それはあまりにも価格に差があるとね。ヤマダ電機も恐らく開店には安売りをやると思うんですね。それがあまりにも、地元の業者だからといって倍も、10万円で買えるテレビが20万円もしちゃうようでは、これは地元育成というわけにもいかななくなってくるわけですね。いろいろな問題が出ますので、その点は十分地元の小売業者にも、やはり大手のヤマダ電機もしくはケーズデンキとあまりにも格差の変動のないように、ひとつ指導して、お願いをして、財政課長、そういった地元景気対策を真剣にとらえてお願いしたいなと、行政指導していただきたいなと。これは私の要望でございますので、答弁はいりませんから、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第15号につきまして補足して説明をさせていただきます。

お手元のほうにあらかじめ配布しておりますA4の横の表になったものがございます。旭市職員の勤務時間等の改正概要ということで、議案第15号資料ということで、横の資料がございまして、これをご覧いただきたいと思います。

本資料につきましては、現行条例及び改正案の勤務時間数の積算につきまして、見やすく説明するための資料でございます。

まず、上段のほうをご覧いただきたいと思います。

上段の表につきましては、勤務時間条例の第2条関係でございます。

職員の現行の1週間当たりの勤務時間40時間とは、括弧書きにございますように、1日の勤務時間8時間掛ける月曜から金曜日までの5日間という根拠でございます。また、右側のほうにいきますと、右側の網かけの部分でございますけれども、改正案になります。38時間45分というのは、そこに括弧書きにありますように、1日の勤務時間を7時間45分としたときの、これ掛ける5日ということでございます。

また、2行目の任期付短時間勤務職員というのは、育児休業法によりまして、育児短時間勤務が認められた職員の補充として、その職員が行っていた事務を処理するために任用された職員のこと。実際には旭市はないんですけれども、条例上はございますので、現行の32時間というのは、括弧書きに示してございますように、8時間掛ける4日が根拠になっております。右側の網かけの改正案の31時間というのは、7時間45分掛ける4日間という根拠でございます。

続きまして、中段の表でございます。勤務時間条例の第3条関係でございます。

職員の勤務時間の割り振りでございますけれども、今回の人事院勧告の根本でございます1日の勤務時間を8時間から7時間45分に改めるというものでございます。

それから、下段の表でございます。下段の表は、旭市職員の育児休業等に関する条例第11条関係でございます。この第11条は、育児短時間勤務職員の勤務形態を説明しているものでございます。

上段の①の1週間当たりの勤務時間20時間、この根拠でございますけれども、これは2日半ですね、8時間掛ける2日足す半日の4時間掛ける1日というパターンですね。これは週20時間というパターンでございます。それから、下の括弧書きで、毎日半日4時間掛ける5

日働くパターンでございます。それから、②の1週間当たりの勤務時間が24時間というのは、3日間掛ける8時間という設定でございます。このパターンですね。それから、③の1週間当たりの勤務時間が25時間というのは、毎日5時間掛ける5日働くパターンですね。この4パターンを想定しているところでございます。

この四つのパターンについて、1日8時間を7時間45分に置きかえ、半日4時間については5分単位での端数調整をしまして3時間55分、それからまた5時間につきましても、半日に1時間を加えて4時間55分に置きかえることとされております。これに基づいて算定された時間について、5分単位での端数調整の結果、右側の改正欄の19時間25分、あるいは19時間35分、あるいは23時間15分、または24時間35分の4パターン、こういう形に条例を改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） では、ちょっとお伺いしますけれども、職員の労働時間が1日15分ですか、短くなるといったような条例の改正案なんですけれども、これは人事院が調査した結果、民間の労働時間が15分くらい短いといったような調査結果が出たということで、こういうふうになったということなんですけれども、私どもの感覚としましては、そうかなというような感じを持つわけでありますけれども、参考までにお伺いしますけれども、人事院がどこでどういったような調査をされてこういう結果が出てきたのか、その辺分かればお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 細かい事業所等のものはないんですけれども、人事院のほうの勧告の骨子の中にございまして、企業規模・事業所規模50人以上の事業所を対象として、事務・管理部門の所定労働時間を調査したということになっております。その結果が1日7時間45分、週で38時間49分というような細かい数字は出ているんですけれども、若干分は今の勧告とは違いますけれども、そのくらいの数字が出ていると。これが、調査結果は安定的に推移しているというような言い方もしております。

細かい数字がございました。調査したその平均ですね。民間では平均で1日7時間44分。ですから、この勧告は45分ですけれども、7時間44分、1週間の勤務時間は38時間48分、こ

ういったことで、人勸のほうでは1日当たり約15分短縮するという勧告が出たものでございます。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課のほうから1点、ご説明の機会をいただきたいと思います。

お手元に定住自立圏構想の今後の日程についてということで、3枚の資料をお配りをさせていただいてあるかと思います。そちらのほうをお目通しいただきたいと思います。定住自立圏構想の今後の日程でございます。

ご承知のように、実は平成20年7月に定住自立圏の構想の概要、これが総務省のほうから示されました。俗に言います鳩山プランという、そんなことで、実は内容としましては、この一番上に書いてありますように、定住自立圏構想とはということで、大都市圏への人口の流出防止と地方圏への人口の流れの創出というようなことであります。人口がほとんど大都市圏のほうに流れてしまって、俗に言う地方が寂れてしまう。そんなことで、何か地方のいい発想を生かして、地方に人口の流れを作っていこうと、そういうような考え、あるいは分権型社会にふさわしい社会空間の創出、あるいはライフステージに応じた多様な選択肢の提供、こういうようなことで、いろいろな施策を行いながら、地方への人の流れを創出する、そういうようなことで、全国的な見地から推進していくという施策でございます。

当初、この定住自立圏の構想につきましてはいろいろ要件等がありまして、人口的にはおおむね5万人程度。おおむねというように、約8掛けになるかと思いますが、そういう人口、あるいは昼夜間の人口比率が1以上、昼間の人口と夜の人口が同じ、そんなような一つの中心市、ここに周辺の人口が昼間少なくなっている市町、これが連携し合って、地方で人の流れをとめよう、あるいは都市圏から人の流れを迎えようと、そういう施策でございます。

当初、平成20年7月の時点では、旭市ではちょっとこれは該当しないと。人口が、どうも昼間になりますと、比率としまして92%という、100人のうち8人は市内にいないという、そんなことで、この事業については該当しないのかなということで進んでいたわけですが、実は20年12月の中で、この定住自立圏の推進の要綱の中で中心市の特例という制度が設けられました。合併をした市についてはというように、この資料の1ページの下の方に中心市の①、②の次に、中心市のうち、広域的な合併を行った合併市であって、人口

最大の旧市の昼夜人口比率が1以上のものは、合併1市で定住自立圏を形成することができると。これを調べてみましたところが、旭市は旧旭市が1以上であったと。旧3町が昼間少ないという。俗に言う、旧3町から旧旭市への人口が大分流出していたのかなと。そんなことで、旧旭市は1以上でありましたと。そんな中で、国はこういうことであれば、実は旧旭市を一つの中心市として、この構想については成り立つと。そんなことで、旧旭市を中心市としましての構想が成り立っているわけであります。

ちなみに、現在、千葉県の中では、都市を除くというようなことですので、旭市と館山市がこの事業の該当になるということで聞いております。この2市であります。全国的には243市が該当するんじゃないかということで、今うたわれております。

そんなことで、旭市につきましては、例えば旭市がお隣の匝瑳市、銚子市あるいは東庄町と組むということじゃなくて、旧旭市と旧3町が一つの提携をし合ってというようなことで、これで成り立つというようなことですので、ぜひこの定住自立圏構想を今後とも進めてみたい、そんなことで、本日、資料として用意をさせていただいたわけでございます。

この構想に入りますと、何のメリットがあるかということですが、中段にあります財源措置でございます。中心市及び周辺市町村に対する特別交付税というようなことで、中心市につきましてはおおむね5か年で年間4,000万円程度、実はこういう特別交付税の措置があるということで総務省のほうから聞いております。さらに、周辺市町村というようなことで、これは合併前の旧3町を示しているわけですが、ここには年間1,000万円程度。ただし、括弧書きで総務省と協議ということで、この旭市の場合は、旧旭市が4,000万円、旧3町が1,000万円ずつで、年間7,000万円という財源を予定してよろしいんですかという問いに対しまして、県の担当のほうからは、この合併市の特例というようなことで、旧3町については、今、総務省と協議をさせていただきたいと。そんなことで、現在、県と総務省のほうで協議をしていただいております。合併市の特例がそのまま財源措置に当たるかどうかということでございます。ただ、少なくともこの中心市ということで、年間4,000万円程度の交付税措置というようなことで総務省のほうから聞いております。

さらに、地域活性化事業債ということで、起債充当率90%、元利償還金35%の普通交付税措置、これがございます。

さらに、外部人材の活用に対します財政措置としまして、年間700万円を上限としまして、3年間、外部からいろいろな専門家を招いた場合に財政措置がされるということでございます。

それと、さらに定住自立圏の構想の中でいろいろ行政が進めるものと、もう一つ、4番目に民間主体の取り組みの支援に対する財政措置というようなことでございます。これは民間、例えば交通網の整備をするとか、あるいは医療の整備をする、そういうことで人の流れを食い止める、あるいは旧旭市を中心としまして人口を他から呼んでくる、こういう施策に対しまして、民間への取り組みに国が財政措置をするということでございます。

あるいは、個別のいろいろな施策に対しまして、定住自立圏構想を掲げた市につきましては、手厚い財政措置がなされるということで聞いております。

資料の2ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

合併1市圏域あるいは複眼型中心市。旭市につきましては、この2ページの左側のほうの合併1市圏域、これをひとつ掲げて、これから進んでいきたいというふうに考えてございます。隣接の他の市町と協定をするということじゃなくて、旧旭市を中心としまして、3町で、ここの旭市に人口を呼びとめよう、あるいはよそから人に来ていただこう、そういう施策をこれからとっていききたいということ考えております。

この場合、定住自立圏形成協定、これは実は議会の議決をいただくことになってございます。例えば旭市と匝瑳市がこれの協定を結ぶ際には、匝瑳市でもこの定住自立圏協定が必要になってくる。旭市も協定が必要になってくる。その際に、議会の議決をというようなことでございます。

ただし、今回、旭市につきましては、人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域としまして、定住自立圏形成方針、そういうものを作ることにによりまして策定ができるということになっております。この方針に向かって、今後、議会の議決をいただくように、行政サイドとしまして進めていきたいというふうに考えております。

さらに、3ページのほうお目通しいただきたいと思います。

定住自立圏のイメージでございます。

中心市としまして宣言をしていただいた市に対しまして、周辺の市町村、これは旭市の場合には飯岡町、海上町、干潟町になるかと思います。ここの市町村と連携をとりながら、いろいろな医療の充実を図る、あるいはいろいろな商店等の連携を図りながら、なるべくこの地域で人が減らないような形、そういう形で持っていくと、そういうイメージでございます。

こういうようなことで、今後、旭市につきましては、この定住自立圏構想に向かいましてこれから進んでいきたいということで、ひとつ委員さん方にはご配慮いただきたいと思います。

今後の予定としましては、この問題につきまして、議員全員の皆さん方にひとつご理解をいただくべく機会を設けまして、旭市が中心市宣言を行ってよろしいかどうか、その辺をご審議いただく予定で考えております。その結果を基にしまして、県及び総務省と協議をしまして、できましたらば来年2月ころをめどに中心市の宣言を市としてしていきたい。さらに、できましたらば来年の6月議会辺りで定住自立圏の形成方針の策定を議会の議決をいただくべく、そういう日程で進んでいきたいなど。その構想に基づきまして、人口の流れを防止するような、あるいは人口の流れの創出ができるような、そういう市のビジョンに従って活動をしていきたいと、そういうふうに考えております。

現在考えております定住自立圏構想の日程につきまして、若干時間をいただきまして説明をさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） 消防のほうから1件ご報告を申し上げます。

国の補正事業の中で、緊急地域安全対策事業、これは総務省消防庁の事業でございますけれども、消防団員の救助技術の向上と活動の充実を図るためとして、消防団救助資機材搭載型車両、これは小型ポンプ積載車でございますけれども、これの無償貸与の募集がございまして、要望いたしましたところ、9月2日付で旭市消防団に1台決定をいたしました。

また、常備消防には救急救命士の技術向上を図るためとして、高度シミュレーター、これは訓練用の人形でございますけれども、これが全国で803消防本部に譲与される予定でございます。

なお、小型ポンプ積載車につきましては、来年度更新予定の旭方面隊6分団3部に配備予定でございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） じゃ、定住自立圏構想についてお伺いしますけれども、この中の財源措置なんですけど、中心市に年間4,000万円、それから周辺市に1,000万円となっておりますけれども、その下の3、4、5ですか、これはまた別枠で措置されるというような考え方でいいんでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 今、委員おっしゃいましたように、上の4,000万円、実は構想を作りまして、いろいろなビジョンを作るわけですが、このビジョンに向かって5年間いろいろ国が支援をしますよというのがこの年間4,000万円程度。実は5年間ですから、いわゆる約2億円というようなことで我々は考えています。2億円に対しまして、周辺市町村ということで、3町あるわけですので、プラス3,000万円、5年間で1億5,000万円ですか、これでよろしいんですかということを県に問い合わせしましたところが、ここはちょっと……。

（発言する人あり）

○企画課長（堀江隆夫） はい、知っています。

そういうようなことで、これは3、4とは全く別個なことであります。

3、4につきましては、外部人材ということで、4,000万円、1,000万円とは別に700万円を上限に3年間、それと民間主体の取り組みに対する支援としましては、これもやはり2分の1あるいは事業によっては30%の支援、そういうことで、1とは全然別個な財源措置ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） この予算を年間4,000万円もらうということには、課長、分かるんですよね、国がくれるという。これからこの定住自立圏構想の策定に当たって、こういった形でやっていくのか。だから、ここに中央病院……、これは中央病院だと思いますが、病院がこうありますね。総合病院と。だから、この総合病院を核として、こういった都市計画マスタープランを作成してやっていくのかと。これは人口、今、旭市は500人くらい毎年減っているわけですよ。だから、それをどのようにやっていくんだということが具体的にね。

今これだけ見たって、これは分からないです。金を4,000万円もらって、どういうふうな施策をやっていくんだということを出していただかないと、議会の議決を必要とするというふうに書いてありますが、どんなことで議会の議決をするんだと。あなたの今の説明で分かる人はいないと思いますけれども。旭市の人口の流出をこういった形で、政策で抑えるかということはどこにあるかということを考えていかないと、これは定住自立圏構想だって、これだって、金を4,000万円もらったって、どんなことをやるんだということです。私はそう思いますけれども。

答弁はいいです。

○委員長（佐久間茂樹） いいですか。

○委員（林 正一郎） 頭の中に入れて、進めてもらいたいと、ただそれだけです。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） それでは、所管事項の報告を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 0分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐久間 茂 樹